

令和4年8月29日

舟橋村立小中学校
保護者各位

舟橋村教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る連絡及び出席停止等の取り扱いについて

第2学期が始まり、子供たちの声が学校内に響いて活気が戻っています。

標記感染症に係る対応について、夏季休業中も続けてご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本県の感染拡大特別警報（富山アラート）が9月6日まで延期となっております。また、本村の感染者も累計400人を超えております。

つきましては、ご家庭でも引き続き感染予防に努めていただくとともに、お子様またはご家族の方がPCR検査等を受けられる際は、速やかに連絡をいただきますよう改めてご協力をお願いいたします。なお、出席停止等の取り扱いも確認ください。

なお、クラスター発生の心配等の注意喚起を除き、個別の状況については学校安全メールでの配信をしません。

記

1 保護者から学校へ連絡していただきたい場合

(1) 児童生徒がPCR検査等を受ける場合

(2) 児童生徒の同居家族等がPCR検査等を受ける場合

※厚生センター等が検査対象としている場合は、概ね以下のとおりです。

①濃厚接触者；一緒に食事をした者、部活動や習い事等で同じ活動をした者

②その他の者；同級生、同じ授業を受けた児童生徒と授業をした教員

※富山県PCR等検査無料化事業については、現在8月31日までとなっていますが、その後の情報については県特設サイトをご覧ください。

(<http://www.toyama-muryokensa.jp>)

2 連絡していただきたい内容

(1) だれが（検査等を受けられる方の名前、児童生徒との関係）

(2) い つ（検査等を受けられる日）

(3) 結 果（判明後、速やかにご連絡ください。）

3 連絡方法

(1) 学校の稼業日は、学校へ直接ご連絡ください。

(2) 電話対応時刻（平日7時半～18時半）以外、又は学校閉庁日の場合

村役場（TEL 464-1121）へ連絡され、教育委員会担当者へ伝えてほしい旨、氏名と連絡先を伝えてください。追って詳細を伺います。

（裏面あり）

<出席停止等の取り扱いについて>

別紙

※中部厚生センター等から指示があった場合はそれに従い、また学校へもご連絡ください。また、判断に迷われた際は学校へご相談ください。

児童生徒（本人）の状況		児童生徒（本人）の出席停止等の取り扱い （「出席停止」は欠席日数に含みません。）
1	本人及びその同居家族が濃厚接触者と接触した場合 発熱等の心配な症状がある場合	保護者の判断で休む場合は「出席停止」
2	（新）本人及びその同居家族が濃厚接触者と判定された場合	本人を自宅待機とし「出席停止」 （特定された日から、指示された日まで）
3	本人の同居家族がPCR検査等を受けることになった場合	本人が濃厚接触者ではない場合 ＜状況を検討して判断＞ ・原則、本人を自宅待機とし「出席停止」 （指示された日から、結果が判明した日まで） ・感染の可能性が低い場合に、学校と協議し、保護者の判断で休む場合は「出席停止」
4	本人がPCR検査を受けることになった場合	本人を自宅待機とし「出席停止」 （指示された日から、結果が判明した日まで）
5	本人の感染が確認された場合	本人の療養に対して「出席停止」 （感染が判明した日から、治癒した日まで） ＜学校の対応＞ (1)他に検査対象者がいない場合は、通常どおり学校を開きます。 (2)濃厚接触者等がいた場合は、当該児童生徒のみを「出席停止」とし、通常どおり学校を開きます。 (3)校内で感染拡大の可能性が高い場合は、その範囲に応じて、学級、学年、学校全体で臨時休業とします。
6	本人や同居家族に発熱等の症状がある場合	・原則、本人を自宅療養とし「出席停止」 （かかりつけ医等に電話相談し、指示に従ってください。）
7	その他、保護者の判断で、本人を欠席させる場合	合理的な理由があると校長が判断した場合は、「出席停止」 （期間は、学校と協議します。） ＜例＞ ・医療的ケアが必要、或いは基礎疾患があり、主治医の見解を受けて休ませたい場合 ・生活圏や保護者が勤務される地域において、感染経路が不明な患者が急増していて不安がある場合

<問い合わせ先>

舟橋村教育委員会 学校教育係

TEL 4 6 4 - 1 1 2 1 fax 4 6 4 - 1 0 6 6